

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間とする。

2. 内 容

目標1：育児休業取得者への休業期間中及び復職後のサポートを拡充する。

令和2年4月～ 管理職に対して、会議などを通じて育児休業制度の周知・啓発
令和2年4月～ 育児休業取得者へのニーズ調査
令和2年10月～ 必要なサポートの検討

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付制度の周知や情報提供を行う。

令和2年4月～ 育児休業規程の再周知
令和2年10月～ 提供内容の整備、提供方法の確認

目標3：所定外労働削減のための措置を実施する。

令和2年4月～ 現時点での所定外労働時間の実態把握
令和2年4月～ 所定外労働時間の削減に向けての検討とその実施